

●改葬の手続きに必要な書類

- (1) 改葬許可申請書・・・①改葬許可申請書（遺骨一体につき一枚必要です）に記入ください。（※本籍、氏名、生年月日、性別、死亡年月日は必ず記入）死亡者の住所等が戸籍や過去帳を確認しても分からない場合は「不詳」と記入下さい。
②改葬許可申請書の左側の「右埋葬の事実を認めます」の欄は、現在埋葬されている墓地の管理者から証明を受けて下さい。
- (2) 合葬墓の使用許可証・・・三宅村役場地域整備課で発行された三宅村合葬墓使用許可証（郵送の場合はコピーを添付）
- (3) 本人確認書類・・・写真付き本人確認書類のコピー（免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれか1点または、健康保険証、介護保険証、年金手帳（証書）の2点）
- (4) 郵送にて申請される場合・・・返信用封筒（切手を貼り、あて先を書いて下さい）

●手続きの手順

- (1) 改葬許可申請書に記入し必要書類を揃えて申請して下さい。
- (2) 手続きに必要な書類を三宅村役場村民課住民年金係に改葬許可の申請をして改葬許可証の交付を受けます。
※申請から許可証の発行までに、お時間をいただく場合があります。あらかじめ、郵送で申請していただくことお勧めします。
郵送先 〒100-1212 三宅村阿古 497 番地
三宅村役場 村民課住民年金係 宛
電話番号 04994-5-0904
- (3) 改葬許可証を受けとった後、三宅村役場地域整備課へ改葬許可書の原本を提出してください。